

高年齢労働者緊急労働災害防止対策実施要綱

徳島労働局

H28.5.31

趣旨

徳島県内の労働災害は、昨年、休業4日以上死傷者数が807人と前年比5.0%の増加となり、平成24年比では3.2%の減少にとどまった。これを年齢で分析した結果、50歳以上の労働者が377人と全体の46.7%を占めていることが判明した。また、死亡労働者は昨年の3人全員及び本年の6人中5人が50歳以上であり、県内の死傷者数を減少させるためには、高年齢労働者(50歳以上(以下同じ))の労働災害を大幅に減少させる必要がある。

高齢社会を迎え、人口減少に伴う就労人口の減少や、人手不足が生じていく現状において、高年齢労働者がその活力を失わずにその能力を十分に発揮するためには、労働災害の無い安心して働ける職場環境を形成することが必要であり、また、労働者本人はもとより企業や社会全体の活力を維持するためにも非常に大切なことである。

このため、50歳以上労働者の労働災害防止対策の徹底を図るため、下記により「高年齢労働者緊急労働災害防止対策」を実施することとした。

記

1 実施期間

平成28年6月1日～平成28年7月31日 の2か月間

2 取組内容

(1) 労働局・監督署の実施事項

【労働局】

労働災害発生状況及び緊急対策の内容を広報し、関係者に対する注意喚起と緊急対策への協力の呼びかけを実施。

労働災害防止関係団体に対して、緊急対策の周知及び自主的パトロールの実施について要請。

各種会合、説明会等のあらゆる機会を活用し周知・啓発を実施。

徳島労働局ホームページにより周知・啓発を実施。

【監督署】

高年齢労働者の労働災害防止に向けた集中的な監督指導・個別指導を実施。事業者への説明会、集団指導等のあらゆる機会を捉え、労働災害防止について啓発・指導を実施。

その他、管内の実情に応じた取組を実施。

(2) 労働災害防止関係団体の実施事項

機関紙等による会員への周知・啓発を行う。

自主的なパトロールのほか、各団体の実情に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。

(3) 事業場の実施事項（共通事項）

朝礼、職場ミーティング等の労使の参集する機会をとらえて、徳島県内において高年齢労働者の労働災害が多発している現状を周知し、自らの職場において、労働災害の発生を防止するために行うべき安全対策について検討を行う。

経営トップによる職場安全パトロールを実施し、労働災害防止対策の徹底を高年齢労働者に直接呼び掛ける。

高年齢労働者の労働災害防止を意識した安全衛生管理規定等の整備を図る。

作業標準（作業マニュアル）について、高年齢労働者向けの必要な見直し（高年齢労働者の守れる、ゆとりあるもの）を行い、安全作業の徹底を図る。

高年齢者層を対象とした安全衛生教育を実施する。

作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を行う。

基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

(4) 高年齢労働者の労働災害多発業種の重点実施事項

食料品製造業、医療保健業、社会福祉施設

転倒災害防止対策として、以下の事項に取り組むこと。

ア 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底する。（例：荷物などは通路に放置しない）

イ 床の凹凸・段差の解消、滑り止めの設置、明るさの確保、手すりの設置、段差などへの注意表示、勾配の緩和、作業場所に合った耐滑性能を有する靴の着用などの措置を講じる。

ウ 転倒災害を起こしにくい体作りの指導（閉眼片足立ちの訓練、スクワットなど）を行うとともに、始業前体操などに取り組む。

建設業

墜落・転落災害防止対策として、以下の事項に取り組むこと。

ア 高所作業を地上作業に置き換える。

イ 安全な作業床、手すりを設置する。高さ 2 m 未満の箇所で作業する場合にもできる限り手すりを設置する。

ウ 昇降設備（階段）について、踏面を広くし、蹴上げを小さくし、傾斜を緩くし、滑り止めを付けるなどの改善を図る。

エ 脚立や移動はしごを避け、転落防止柵のついた高所作業台（車）を活用する。

道路貨物運送業

荷役作業における墜落・転落災害防止対策として、以下の事項に取り組む。

ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に示されている「墜落・転落災害防止のための事項」を遵守する。

イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなど、荷台のあおりに乗っての作業を避ける。

ウ 貨物自動車の荷台へ移動については、安全に昇降できる設備を用意する。

林業

チェーンソーによる伐木等作業における激突され災害防止対策として、以下の事項に取り組む。

ア 受け口切り、追い口切りにおいては、経験に任せず、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」にある基本的伐倒作業に基づき、作業することを徹底する。

イ 伐倒時の待避路について、作業用具、かん木、笹など待避時の支障となるものの除去を徹底する。

ウ 伐倒時の合図について、確実に伝わったかどうか確認する方法を確立するとともに、伐倒者以外の作業者が待避したことを確認して伐倒することを徹底する。

エ 伐倒者は追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認後、用具類を置いて、直ちに待避する。